

令和2年11月2日

関係各位

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)  
参事官(企画・国際担当)

オフサイトセンターで使用する原子力防災資機材の費用負担等の具体例について

平素から原子力防災施策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、原子力災害時に現地の対策拠点として使用する緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター。以下「OFC」という。)では、関係道府県や関係機関、国において、関連経費を分担して施設整備や資機材の購入等を実施しています。関係道府県の方々には、先日添付の御連絡をさせていただきましたが、本件に関連し、今般、これら資機材の整備について、改めて下記の点について広く周知させていただきますので、よろしくお取りはからいください。

## 記

1. 緊急時にOFCに参集する者のうち、機能班要員として登録された国の職員が使用する原子力防災資機材(放射線防護服、防じんマスク、非常用食料等)については、国(内閣府政策統括官(原子力防災担当))が用意する。ただし、OFCの機能班要員として登録されていない国の職員(自衛隊員等)については、原則として各所属組織で用意する。
2. 国以外(地方自治体、原子力事業者等)の参集する者が使用する原子力防災資機材については、OFCの機能班要員として登録されているか否かに関わらず、原則として各所属組織で用意する。
3. 上記に基づいて対応することを基本とするが、緊急時において必要な場合等は、柔軟な対応をとることができる。

以上

オフサイトセンターで使用する原子力防災資機材の費用分担等について

令和2年10月1日  
内閣府（原子力防災担当）企画・国際担当  
総括担当

オフサイトセンター（以下「OFC」という。）では、関係道府県や関係機関、国において、関連経費を分担して施設整備や資機材の購入等を実施している。

今般、万一の原子力災害発生時に円滑な対応が可能となるよう、内閣府の原子力防災専門官が、OFCで使用する原子力防災資機材全般について把握することとなった。この機会に、下記のとおり、改めてOFCで使用する原子力防災資機材の費用分担等について連絡する。

記

○原子力防災資機材については、原則として

- 道府県は、原子力災害時・訓練時の道府県・市町村の職員が使用するものを、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（以下「緊急時交付金」という。）を原資として購入
- 道府県は、一般防災等と共通する経費を自主財源で負担
- 国（内閣府原子力防災担当）は、国等の職員が使用するものを負担することとなっている。

○具体的には、原子力防災資機材（放射線防護服、防じんマスク、非常用食料、寝具、衛生用品、安定ヨウ素剤等）については、国の職員が使用するものは国（内閣府）が負担し、道府県・市町村の職員（OFC機能班要員を含む）が使用するものは道府県が購入（原資は緊急時交付金）することとなる。

なお、OFCにおける感染症対策資機材として、非接触型体温計及び手指消毒液については、内閣府原子力防災担当にて購入する。これらは、道府県と国が双方で準備すると過大となることが考えられることから、国が購入したものを、各OFC配備後に道府県主催の原子力防災訓練等で使用しても差支えない。

○地域によっては、過去の経緯等から、必ずしもこの分担に沿っていない部分もあると考えられるが、非常用食料のように一定期間ごとに更新するものについては、更新の際に費用分担を適正化するよう留意いただきたい。  
また、万一の発災時は、資機材を準備した者に関わらず、必要とする要員が準備されているものを使用して構わないことを申し添える。

以上